

# 「受動喫煙防止」に向けた取組について

労働者の募集や求人申し込みをする際の明示事項が追加されます

- 施行日：2020年（令和2年）4月1日 -

厚生労働省は、国民の健康影響を減らすため、さまざまな法整備を進めています。今回、受動喫煙対策の一環として、2020（令和2）年4月1日から職業安定法施行規則の一部が改正されます。事業者の皆さまが労働者の募集や求人の申し込みを行う際に「就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項」の明示義務が課されるので、ご注意ください。

## 労働条件明示の例

就業場所	改正健康増進法上の規定		労働条件明示の例 (※1、2)
	施設の類型	受動喫煙を防止する措置	
病院・学校、 児童福祉施設、 行政機関など	第一種施設	敷地内禁煙	敷地内禁煙
		敷地内に特定屋外喫煙場所を設置している	敷地内禁煙 (特定屋外喫煙場所あり、 屋外に喫煙場所あり)
バス・タクシー、旅客機など		禁煙	車内禁煙など(※4)
事業所、飲食店、 ホテル・旅館、 鉄道・船舶、 その他の施設	第二種施設等	屋内禁煙	屋内禁煙
		喫煙専用室または加熱式たばこ専用喫煙室設置	屋内原則禁煙 (喫煙専用室設置、加熱式たばこ専用喫煙室設置)
		適用除外の場所あり (例：宿泊室内など)	屋内原則禁煙 (喫煙可の宿泊室あり)
(経過措置) 既存の営業規模 の小さな飲食店 (※3)	既存特定飲食 提供施設	店内の <b>一部</b> を 喫煙可能室としている	屋内喫煙可 (喫煙可能室内に限る)
		店内の <b>全部</b> を 喫煙可能室としている	屋内喫煙可
喫煙を主目的とする バー・スナックや たばこ販売店など	喫煙目的施設	店内の <b>一部</b> を 喫煙目的室としている	屋内喫煙可 (喫煙目的室内に限る)
		店内の <b>全部</b> を 喫煙目的室としている	屋内喫煙可
施設などの屋外 (第一種施設を除く)	—	—	屋外喫煙可(屋外で就業)

(※1) 就業場所の一部で喫煙が認められる場合は、実際に喫煙が可能な区域での業務の有無について、可能な限り、付加的に明示してください。

(※2) 記載はあくまで例です。事実に基づき他の情報を記載することも可能です。

(※3) 改正健康増進法に基づく経過措置の対象となる既存の営業規模が小規模な飲食店とは、①2020年4月1日時点で現に存する飲食店等であって、②資本金の額または出資の総額が5,000万円以下で、③客席面積が100㎡以下、のすべてを満たすものに限られます。

(※4) 移動が前提の業務の場合には、恒常的に立ち寄り所属事業所及び業務に従事する場所などに関する受動喫煙を防止するための措置に関する事項(バス・鉄道などの内部の状況)の明示が必要ですが、移動先それぞれの状況についてまで明示することは不要です。



## 標識（ピクトグラム）の例

健康増進法に基づき、施設などに掲示する標識の例を作成しています。求職者に分かりやすいものとなるよう、求人や募集をするに当たり、これらの標識を併せて使うこともできます。ここに記載していない標識は、Webサイト「なくそう！望まない受動喫煙。」などでご確認ください。

- ・敷地内禁煙
- ・屋内禁煙



屋内原則禁煙（喫煙専用室設置、  
加熱式たばこ専用喫煙室設置等）



屋内喫煙可



### 明示に当たっては、以下の事項に留意が必要です

#### ① 求人や募集を行う事業所と就業場所が異なる場合

実際の就業場所における状況（複数の場所が予定されている場合はそれぞれの状況）を明示する必要があります。また、労働者派遣に関する求人の場合、派遣先の状況を明示する必要があります。

#### ② 喫煙可能な場所での就業が予定される場合

健康増進法では、20歳未満の人を喫煙可能なスペースに立ち入らせてはならないこととされています。そのため、事業所の屋内全てが喫煙可能である場合など、喫煙可能場所での就業が予定される場合は、求人要件を20歳以上と明記するなど、適切に対応する必要があります。

#### ③ 健康増進法に基づく措置以外に、受動喫煙を防止するための取り組みを行っている場合

健康増進法に規定する施設などの類型を参考とした明示を行うことに加えて、配置や勤務シフトによる配慮など、その他の事項について、任意で求人票などに記載することは差し支えありません。

#### ④ 地方公共団体が条例で受動喫煙の防止に関する事項を定めている場合

地方公共団体の条例で、受動喫煙を防止するための措置が定められている場合には、募集や求人申し込みの内容も、その内容に適合したものとなる必要があります。

「改正健康増進法」については、以下のホームページをご確認ください

- 「なくそう！望まない受動喫煙。」（改正健康増進法のわかりやすい解説）  
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp> ※右のQRコードからもアクセスできます。
- 厚生労働省ホームページ（改正健康増進法の概要や関係する通知など）  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>



ご不明な点は、お問い合わせください

- 改正健康増進法の内容：都道府県など（都道府県・特別区の保健担当主管課または保健所）
- 求人票や募集要項の記載方法：都道府県労働局の需給調整事業担当課室